12.　運動の強化と持続可能な組織づくり

|  |
| --- |
|  |
| 自治労運動の根幹は職場における日常的な組合運動にあり、自治労組織の力強さは、単組・県本部、県本部・本部の連携、支援も含めた一体的な運動にあります。  　この間単組では、役員の短期間交代や担い手不足から、運動の経験やノウハウの継承が困難となり、労使交渉が行えない、日常的な活動がままならない、といった多くの課題が指摘されており、コロナ禍の影響で組合活動が組合員からも見えなくなりました。2021年自治労組織基本調査では、組合員総数は74.7万人(対2019年調査△約2.4万人)、すべての団体区分を対象とした全職員数（非正規含む・管理職除く）に占める組織率が、全国平均で約42％と半数以下の状況になっています。  　身近な組合活動が停滞している今だからこそ、単組において、組合員の意見・要望を聞く場の設定や、声に基づいた要求・交渉の実施、その経過や結果の「見える化」を進め、組合員に「組合が必要」との認識を醸成していく必要があります。そういった活動の積み重ねが多くの組合員の参画を促し、組織の拡大や次代の担い手の育成につながります。共済制度の推進も、生涯にわたっての組合との関わり合いを強め、仲間意識の醸成から組合の組織強化・拡大へとつながる日常的な活動であり、改めて運動の両輪として意識して取り組む必要があります。  　単組の活性化には、単組とともに課題に取り組み信頼関係を構築するなど、単組支援の中軸としての県本部機能の強化をはかることや、本部による県本部事情に応じた支援、全国の好事例の共有など、単組・県本部・本部の相互の連携強化と各段階における運動の再展開をはかることがふかけつといえます。  　また、組合員の賃金。労働条件を守っていくためには持続的で安定的な組織づくりが必要です。単組活動の活性化を通じた組織強化・拡大のアクションプランである「第６次組識強化・拡大のための推進計画」を自治労全体で確実に実践していくことが重要です。  　職場・単組を起点に、組合員の思いを反映した魅力ある組合活動を進め、一人ひとりが組合を実感できる運動から、多様な組合員の自治労結集をはかる中で、組織全体の運動強化・拡大をめざします。  【重点課題】  ①　単組・県本部・本部相互の連携と単組活動の活性化から、自治労組織の強化と拡大につなげます。  ②　自治労組織の縮小傾向に歯止めをかけ、持続可能な組織づくりに全力をあげます。 |
|  |

【持続可能な組織づくりに向けた体制強化】

1.　単組は「第15次組強計画」を踏まえ、「単組活動底上げシート」を活用しながら各ステップに取り組み、着実に単組活動の底上げをはかります。

　　とくに職場の労働者全体（管理職、非正規労働者を含む）に占める組織率を意識し、同じ職場で働くすべての仲間の組織化に取り組みます。

2.　県本部は、「第15次組強計画」を具体的に実践するため、引き続き組織拡大行動委員会を開催します。また、より実効性を高めるため県本部に配置されている組織拡大専門員は、組織強化・拡大の担当者として、県本部役職員と連携し、単組支援を積極的に行います。

3.　県本部は、「第15次組強計画」を確実に実施するため、以下の通り取り組みます。

　①　引き続き組織拡大行動委員会を開催し単組の取り組み状況を把握しながら、単組への支援や連携を強めます。

　②　県本部・単組体制の確立と強化のため、連携強化をはかります。

　③　県本部は組織化担当役職員や組織拡大専門員の育成にむけて、オルガナイザー養成講座などの実施や、より体系的な研修制度の構築に取り組みます。

4.　本部・県本部は、「連合組織拡大プラン2023」に連動し、連合福島と連携して、組織拡大に取り組みます。

5.　県本部、自治労共済推進県支部は、共済推進運動と一体となった組織拡大の取り組みを展開します。また、じちろう共済の優位性等の周知をはかり、組織拡大につなげます。

【運動推進のための書記局体制】

6.　単組・県本部は労務管理等の法令遵守（就業規則の制定、客観的な手法による労働時間管理、36協定締結、年５日以上の年休取得、健康診断の実施、ハラスメント防止策の策定と研修の実施、離籍役員・休職役員等の労災保険加入推進など）を徹底します。

【運動の実践と組織強化】

7.　 組合活動の基本は、組合員や職場が直面する身近な課題の解決に取り組むことにあります。日頃の単組活動の点検と、その活性化をはかりながら、県本部・本部が連携して単組活動を支援し、自治労組織全体の運動強化を進めます

8.　単組は、組合員に実感ある組合活動を進めるため、以下に取り組みます。

　①　組合員との日常的な対話を重視しながら、あらゆる機会を活用し多様な組合員の声を集めます。

　②　組合員の意見を集約し、職場課題に依拠した要求書づくりに取り組みます。また、要求書の提出・交渉を実施し、課題解決にむけ取り組みます。

　③　組合員に「見える」単組活動を進め、組合員の組合への理解を促進し、参加の裾野を広げます。機関紙、ビラ、動画やＳＮＳなどの媒体を活用し、職場の課題や「組合が今何をしているのか」などをわかりやすく、定期的に「伝える」、組合活動を「実感できる」ことを意識して取り組みます。

　④　労働組合の基礎知識や職場課題、仕事に関連するテーマなど、興味・関心に即した集会・学習会の開催に取り組みます。

　⑤　県職や市職は、支部・分会等での人材育成を進めるなど、組織の強化と活動の活性化をはかります。

9.　県本部は、単組活動の支援の中軸として

単組事情に寄り添い支援する立場から、以

下に取り組みます。

①　単組の組織状況を把握し、単組事情に寄り添いながら日常的なサポートを行い、信頼関係の構築・強化と単組運動の前進をはかります。とくに県職・大都市単組との関係強化を進めます。

②　総支部活動を通じて、単組が相互に情報交換を行い、課題解決に向けて取り組めるよう、その機能を高めます。

③　県本部の各種会議等について点検や必要に応じた見直しを行います。単組ニーズに即したテーマ設定など、多様な組合員の参加をめざします。

10. 県本部は、単組活動の活性化と総支部活動を支援するため、以下に取り組みます。

　①　総支部課題および実態を把握し連携を強化します。

　②　単組・総支部と積極的に情報を共有します。

　③　単組・県本部役員がわかりやすく、活用しやすい資料づくり等、ツールの充実をはかります。

　④　県本部は、単組の組織課題の解決にむけた支援や組織強化・拡大のため、必要に応じた支援を行います。

　⑤　公共サービスの担い手の結集体へと産別を強化し、連合福島運動に積極的役割を果たします。

【統一闘争を通じた組織強化】

11. 職場の課題解決には、具体的な職場の声がかかせません。より多くの組合員の声を集め、組合が求心力を持ち団結を強め統一闘争に結集することは、組織の強化につながります。改めて統一闘争の意義の共有や~~本~~部・県本部・単組との連携強化から、闘争への結集を通じた組織強化をはかります。

　①　単組は、組合員の職場実態に基づいた要求づくりと組合員が交渉に参加をする意識付け、交渉結果の共有を行い、組合員の結集力を強化します。また、交渉妥結等における県本部との情報共有や単組間の連携の強化から、自治労への結集と組織強化につなげます。

　②　県本部は、単組の意見を踏まえ、交渉目標や妥結基準を設定するとともに、交渉の支援体制を強化します。交渉状況の共有と単組間連携を促進するとともに、交渉支援を行い、単組との信頼関係の構築と自治労への結集へつなげます。

　③　県本部は、単組との職場課題の共有から、共通して解決を目指す具体的な統一目標を設定し、各単組の交渉状況の情報共有と発信を速やかに行い、県本部と連携した交渉支援を行う等、県本部、単組、組合員が結集できる統一闘争をめざします。

【次代の担い手育成と教育体制の強化】

12. 次代の担い手育成を自治労組織全体の課題と位置づけ、組織の意識改革と運動の見直しを進めます。また、人材育成に不可欠な教育研修について、より実効性のあるものとなるよう全体で機能強化をはかります。

13. 単組は組合活動の活性化と魅力を高めると同時に、若手・女性組合員が自ら運動することによっての達成感を得られるような組合活動にむけ環境整備を進め、以下に取り組みます。

　①　「次代の担い手づくり」を単組全体の課題として認識し、具体的な取り組みを進めます。

　②　若手・女性組合員の意見を真摯に受け止め、主体的に活動できる場を提供し、必要に応じて支援を行います。

　③　すべての組合員が運動に参画しやすくなるよう活動の見直しや進め方の工夫に取り組みます。

　④　県本部主催の労働学校や各種学習会へ積極的に参加します。

14. 県本部は、将来の担い手の育成は単組の担い手育成と一対のものであることを意識し、単組の担い手育成を支援するため以下の通り取り組みます。

　①　単組執行部の選出方法、新旧役員の引き継ぎ、役割分担などの現状把握と他単組の事例等の共有をはかる等の支援を強化します。

　②　新入組合員研修や加入後の継続的なフォローアップ、県本部労働学校などの各種教育研修を積極的に行い、単組間の横のつながりの強化をはかります。

15. 本部は、単組・県本部の担い手の育成を支援し、教育機能を強化するため、以下に取り組みます。

　①　若手・女性組合員の運動の活性化の視点を取り入れた全体の担い手育成と組織化を進めます。

　②　労働学校を含む教育・研修においては、より効果的で参加しやすい内容や開催手法等を追求します。

　③　県本部主催の労働学校の企画内容、カリキュラム、講師紹介などの積極的な情報共有やサポートを行います。また、各単組の学習会の内容や特徴的な取り組みについても情報収集を行い、積極的に共有・発信します。

　④　運動の担い手として重要な役割を果たす書記の育成にむけ、改めて「自治労の書記政策」の浸透と具体化をめざし取り組みます。また、研修制度については、書記の積極的な参加に向けて体系的な整備を行います。

【共済制度の推進と産別強化・拡大】

16. 共済推進運動を、すべての単組が取り組む基本的な運動・活動に改めて位置づけます。共済推進運動を通じて、労働組合に対する信頼感・満足感・仲間意識を高め、組合加入や脱退防止につなげます。

17. じちろう共済は、在職中のみならず生涯を通じて、組合員と家族を支える制度であることから、組合員の生涯に亘って寄り添い、組合員・家族の安心・安定のくらしを守る共済運動の実践による組織の強化・拡大につなげます。

【新規採用者の組織化】

18. 単組においては、新規採用者の組織化は組織の維持と活性化に欠かすことができません。新たな仲間の100％加入により単組の組織力を高めていく必要があります。そのため、年間計画を立てるなどスケジュール感を持った取り組みを単組全体で確認し新採対策を強化します。

19. 県本部は、全単組が新規採用者の組織化に取り組めるよう新採対策会議を開催し、単組状況を把握し、単組の実情にあわせ連携と支援を行います。

20. 県本部は、単組が活用しやすいツールの提供や好事例の情報提供など必要な支援を行うとともに、新規採用者の加入状況について、定期的な調査やオルグを通じて、的確に把握し、必要に応じて支援体制を強化します。

【会計年度任用職員・非正規労働者の組織化】

21. 会計年度任用職員や非正規労働者の労働条件を改善させることはすべての職員の働きやすさにつながります。また、組合が労使協定を締結するためには労働者の過半数を組織している必要があります。それらを踏まえ、すべての仲間を組織化することは、組織力の向上に極めて重要であることを認識し、県本部総体で取り組みを進めます。

22. 単組は、会計年度任用職員・非正規労働者を組織化することの意思統一をはかり、組織化にむけ必要な取り組みを実施します。とくに会計年度任用職員の勤勉手当支給にむけた取り組みを通じ、組織化を進めます。

23. 県本部は、全単組で会計年度任用職員・非正規労働者の組織化に取り組めるよう単組実情を把握し、必要な支援・連携を行います。

【高年齢層職員（役職定年・再任用・再雇用）の組織化】

24. 同じ職場で働くすべての労働者を組織するという方針のもと、役職定年者、再任用者、再雇用者の組織化が必要です。その上で単組は、引き続き高年齢層職員の組織化の取り組みを強化します。とくに役職定年者は労働組合への加入が可能となることから、再加入にむけた取り組みを進めます。

【脱退・未加入者対策の強化】

25. 労働者の代表として当局と対峙するためには、組織率の維持が重要です。そのため脱退者、未加入者対策の重要性を認識し、単組は以下に取り組みます。

　①　脱退対策では、日常活動の中で、情報提供や意見交換などを通じて、組合員とのコミュニケーションを強化し、対話をすることで信頼関係を築きながら、組合員の脱退を未然に防止します。

　②　団体生命共済をはじめ、じちろうマイカー共済・長期共済の加入継続を通じて、脱退防止をはかります。

　③　脱退や未加入者が生じた場合は、なぜ脱退するのか、なぜ未加入なのかなど、その要因や理由を確認し把握します。

　④　未加入者対策では、取り組み強化期間を定め、未加入者との意見交換会や交流会などを開催し、執行部および職場の組合員が一丸となって、粘り強く組合への加入を促します。

26. 県本部は、脱退者や未加入者が増大している単組と連携し、組織の状況を定期的に点検し、必要に応じて支援します

【組織脱退対策の強化】

27. 県本部は、組織脱退を未然に防ぐためにも単組と連絡を密にするとともに、会議、集会等への参加や調査等の提出状況を把握します。その上で、単組への支援強化をはかります。

28. 県本部は、単組オルグ等を通じて早期の情報収集を行うとともに、組織脱退の情報が確認された場合、当該総支部と連携し対応します。

【組織競合対策の強化】

29. 組織競合に対しては、~~各~~自治体の職員の多数勢力の形成を目標に、新規採用者の加入対策を集中的に取り組むとともに、未加入者の対策や臨時・非常勤等職員の組織化などに取り組みます

30. 競合組織においては、労働組合そのものへの不信感につながることのないよう、信頼感を得られるような日常運動の積み重ねから組織強化をはかります。

31. 「全労連・自治労連、医労連」との競合に対しては、単組・総支部・県本部が連携し取り組みを進めます。

32. 県本部・単組は連携を強化し、以下の通り必要な支援を行います。

　①　競合をかかえる単組同士の情報交換ができる場を設定し取り組みの共有、脱退者対策の経験交流をはかります。

　②　病院再編や水道事業の広域化など、形態変更により組織競合となった場合、県本部・単組の迅速な対応を可能にするため、情報収集や対応方針の共有を通じ、連携強化をはかります。

　③　毎年開催されている組織競合単組の交流集会に積極的に参加し、学習と交流を深めます。

【横断組織等の活動強化と組織拡大】

33. 産別機能の強化、組織の拡大にむけては、職種や自治体規模別にそれぞれ特有の課題について共有し、解決に向けて横断的に取り組むことが重要です。各評議会や横断組織等は、本部・県本部と連携情報共有を進めます。また、未組織・未加盟に対する取り組みについて方針化するとともに、各横断組織内での横の連携を強化しながら自治労運動の豊富化と組織拡大に向け活動を行います。

34. 町村職対策・町村評議会の強化をはかり、以下に取り組みます。

　①　賃金闘争や各種情報を共有し、相互交流を進めます。

　②　町村職場における人員不足を解消するために、人員確保に積極的に取り組みます。

　③　未組織・未加盟町村の自治労加盟にむけた取り組みを進め、町村評議会の強化、拡大をはかります。

35. 県職対策の強化をはかり、以下に取り組みます。

　①　市町村をけん引する賃金闘争とするため、人事委員会対策を強化します。

　②　単組間の連携による情報交換を進め、組織の基盤強化をはかります。

36. 学校事務職員の自治労結集を進め、賃金・労働条件、制度政策要求などの実現に取り組みます。

37. 市町村共済職員組合の組織強化と未組織職場の組織化や未加盟単組の自治労結集にむけ、県本部と連携し取り組みます。

38. 一部事務組合・広域連合については、自治体単組や評議会の連携により、自治労結集を進め、職場の再編や業務委託に対し、雇用、労働条件および住民サービス確立の観点から取り組みます。

【未組織・未加盟自治体等の自治労結集】

39．自治体で働く仲間の課題解決策は、自治体単組に蓄積されています。そのノウハウを活用し、未組織・未加盟自治体に対して、自治労加盟を働きかけます。また、病院等の再編統合や公務職場の指定管理者への移行などによる未組織・未加盟職場に対しても自治労結集に取り組みます。

40．県本部は、評議会、近隣単組や関係単組などと連携し、当該職員等との窓口を設置し、積極的に取り組みます。

【産別の財政確立と運営】

41．自治労の組織強化と産別財政の確立にむけ以下の取り組みを進めます。

　①　県本部は、「第15次組強計画」の遂行を通じて財政基盤の強化を進めるとともに、支出構造を改めて精査し、安定的な組織運営のため、収支均衡を保つことを大前提とします。

　②　本部は、今後の運動および本部機能・体制を議論することとあわせ、産別財政を安定的に運営するための必要額とその財源の確保について議論を進めます。

　③　本部は、県本部財政の動向を把握・分析し、財政確立にむけた助言を行います。

　④　本部は、連合会費の新制度移行問題について、今後の財政運営における重要な課題と捉え、丁寧な議論を進め、連合福島を通して意見反映を行います。

　⑤　県本部は、登録納入制度の基準を組合員登録100％、納入率90％以上とすることを徹底します。会計処理については、複式簿記を導入するなど「労働組合会計基準」に即した処理を進めます。

　⑥　県本部は、基礎的な収入と経的な支出が単年度で均衡する財政運営をめざします。また、一時的、緊急的な支出に備えるため、年間組合費収入の2分の1を最低水準とした蓄積金を確保するなど、安定的で柔軟な財政運営をはかります。

　⑦　単組の組合費は、基本的な組合活動を行うため、1,000分の20を到達すべき目標として取り組みます。しかし、単組事情を考慮した設定とします。

　⑧　県本部独自の組合費の納入人員の割り落としについて、役職定年者や再任用職員などの高齢層職員の組織化に向けて、組織財政委員会での議論をはじめます。

【情報宣伝及びネットワークの充実・強化】

42．単組・県本部は、機関紙をはじめＳＮＳなどの活用を検討し、あらゆる媒体において、組合活動を組合員にわかりやすく、情報発信を行えるよう検討を進めます。具体的な運動の事例や課題など「県本部・単組」それぞれの立場だからこそできる情報発信を行い、組合員の意識の向上をはかります。

43．県本部は、組合員のニーズに即し、組合員の利益に資する情報発信を基本に、機関紙「自治労福島」の紙面及びホームページの充実をはかります。

44．本部は、単組・県本部の情報宣伝活動を支援するため、次の取り組みを行い、定期的な機関誌発行と情報発信をめざします。

　①　本部が主催する情報宣伝セミナーに参加し、担当者の実践スキル習得をはかります。

　②　教宣部長・担当者会議を開催し、県本部による単組支援の強化のため、活動経験の交流などを深めます。県本部は、単組の情報宣伝活動を後押しするため、学習会などを開催し、機関紙の技術的支援などを行います。

　③　春闘、新規採用者の組織化、人勧期など、課題に応じた資料の提供を行います。

　④　機関紙技術の向上のため、機関紙コンクールを行います。さらに、機関紙にとどまらず、さまざまな媒体を用いた情報発信技術のスキルアップにつながる機会を検討します。

45．自治労情報ネットワークの基盤である産別ネット（本部―県本部）、じちろうネット（本部―単組）の情報豊富化・整理を行うとともに、「じちろうモバイル」を推進します。

46．単組・県本部・本部において情報システムのセキュリティを高め、適切な運用をはかるとともに、引き続き組合員の個人情報保護対策を講じます。また県本部システム担当者を対象とする研修・経験交流に参加します

【文化・スポーツ活動の推進】

47．組合の活動参加の裾野を広げるため、労働組合としての文化創作活動及びスポーツ活動について、組合員相互の連帯を深め、組織の拡大・強化・運動の発展をめざすため、県本部は自治労共済県支部とともにスポーツ大会を開催します。

【消防職員の自主組織づくりと全消協との連携】

48．本部の全消協「組織強化・拡大方針及びアクションプラン」を踏まえ、県本部は必要な情報提供などを行います。あわせて、全消協と連携し組織拡大と共済加入を一体として進めるため必要な対策を講じます。

49．県本部・単組は、消防職員を組織拡大方針に位置づけ、単協結成をめざします。また、単協の結成にむけては、共済加入と一体に取り組みます。

50．消防職員の惨事ストレス、パワハラなどハラスメント対応や、新型コロナウイルス感染症に関する対策等を通して、全消協と連携のもと、組織化に積極的に取り組みます。

【退職者会との連携】

51．県本部は、現退一致のもと退職者会と連携し、その活動と組織強化を支援します。単組・県本部は、新規退職者の退職者会加入を進めるとともに、再任用職員については、単組の組織方針を基礎に、退職者と協議しつつ、取り組みを進めます。また、未組織、未加盟単会の解消に努めます。

52．自治労共済県支部・退職者会が推進する共済事業の利用を拡大します。